

(仮称) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定 について

1 経緯

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」については、これまで厚生労働省令により全国一律に規定されていましたが、平成23年5月5日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等により児童福祉法及び社会福祉法が改正されたことに伴い、上記の基準については、都道府県が条例で定めることとなりました。

このため、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等を制定するものです。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の 整備に関する法律」の概要

「公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任等41法律の改正」のうち、こども・女性局所管分
○児童福祉法関係 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (健康福祉部障害福祉課所管分含む)

「図書館運営審議会の任命基準等160法律の改正」のうちこども・女性局所管分
○社会福祉法関係 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

施行期日 平成24年4月1日。ただし平成25年3月31日まで経過措置あり

2 条例で定める基準の区分（一括法及び省令で規定）

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準

3 基準で規定されている項目（主なもの）

人 員 基 準	職員の配置、資格要件		従うべき
設 備 基 準	居室面積		従うべき
	上記以外		参酌
運 営 基 準	人権に直結するもの等	虐待等の禁止、食事、秘密保持 等	従うべき
	その他	非常災害対策、衛生管理 等	参酌